

## 白井市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

変更後 <第4版>	現行(変更前) <第3版>	変更理由
<p>2. 「生活空間における放射線量低減化対策の手引き」の作成・・・25 <b>(書名の訂正)</b></p> <p>また、ストロンチウムやプルトニウムなどは微量しか検出されておらず、健康への影響はないといわれています。 <b>(「、福島県において、」を削除)</b></p>	<p>目次 Ⅲ計画を推進するために 2. 放射線量低減対策マニュアルの作成・・・25</p> <p>p. 1 Iはじめに 1. 白井市内の放射性物質 (3) 放射性物質の種類と特性 (2～4行目) また、ストロンチウムやプルトニウムなどは、<b>福島県において、</b>微量しか検出されておらず、健康への影響はないといわれています。</p>	<p>マニュアル作成に当たり、当初の予定と異なる名称としたため。</p> <p>文部科学省によるストロンチウム89、90の分析結果(第2次分布状況調査)において、千葉県内でも微量のストロンチウムが検出されているため。</p>

このセシウムは土壌内では非常に移動しにくく、研究によると、土壌内の粘土層に多く吸着され容易に分離しない状態になっており、・・・（略）

（「化学的には」を削除）

放射線の単位は、放射能を出す方に注目した単位と、放射線を受けた方に注目した単位の2つに大きく分けられます。代表的な単位である「ベクレル」は出す方に、「シーベルト」は受ける方に注目した単位です。

（「に」を削除、「ほう」を「方」に訂正）

p. 2

I はじめに

1. 白井市内の放射性物質  
(3) 放射性物質の種類と特性  
(3～4行目)

このセシウムは土壌内では非常に移動しにくく、研究によると、土壌内の粘土層に多く吸着され**化学的には**容易に分離しない状態になっており、・・・（略）

p. 5

I はじめに

1. 白井市内の放射性物質  
(囲み文「■放射能と放射線」3. 放射線の単位 1～3行目)

放射線の単位には、放射能を出すほうに注目した単位と、放射線を受けた方に注目した単位の2つに大きく分けられます。代表的な単位である「ベクレル」は出す方に、「シーベルト」は受けるほうに注目した単位です。

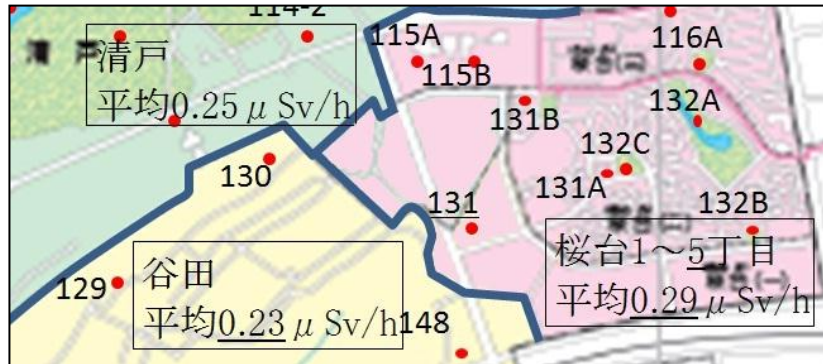
セシウムと土壌との結合は必ずしも化学的作用のみに基づくとは言えないことから。

誤字等の訂正。

<p>市では、放射線による人の健康、または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、市民の不安を払拭することを最重要課題と捉えて、<b>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</b>（以下「法」という。）に基づき除染等の措置を進め・・・（略）</p> <p><b>（略称で表記していた法律名称を正式名称に訂正）</b></p> <p>平成23年4月から<b>平成27年3月</b>までの<b>4年間</b>とし、平成24年度を重点期間とします。</p> <p><b>（計画期間を1年間延長）</b></p> <p>○空間線量率の調査測定は、国が示す「除染関係ガイドライン<b>（平成25年5月第2版）</b>」（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に沿って地表から1メートルの高さで測定し、・・・（略）</p> <p><b>（除染関係ガイドラインの策定日、版数を更新）</b></p>	<p>p. 7</p> <p>Ⅱ 除染実施計画</p> <p>1. 基本方針 （1～3行目）</p> <p>市では、放射線による人の健康、または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、市民の不安を払拭することを最重要課題と捉えて、<b>放射性物質汚染対処特措法</b>（以下「法」という。）に基づき除染等の措置を進め・・・（略）</p> <p>2. 計画期間 （3）放射性物質の種類と特性 （1～2行目）</p> <p>平成23年4月から<b>平成26年3月</b>までの<b>3年間</b>とし、平成24年度を重点期間とします。</p> <p>p. 8</p> <p>Ⅱ 除染実施計画</p> <p>3. 除染実施区域の設定 （囲み文「空間線量測定の高さについて」1～3行目）</p> <p>○空間線量率の調査測定は、国が示す「除染関係ガイドライン<b>（平成23年12月第1版）</b>」（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に沿って地表から1メートルの高さで測定し、・・・（略）</p>	<p>初出では正式名称で表記するのが適切であるため。</p> <p>戸建て住宅等の除染が平成25年度中に完了しない見込みであること及び公共施設等において放射線量の局所的な再上昇が見られること等から除染事業を継続する必要があるため。</p> <p>「除染関係ガイドライン第2版」が策定済みのため。</p>
---	---	---

街区	空間線量の範囲 (平成24年 1~2月)	地域の 平均線 量	実施 区域	実施 施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
清戸 (全域)	0.14~0.33	0.25	○	
谷田 (全域)	0.13~ <b>0.31</b>	<b>0.23</b>	○	
桜台一・二・ 三・ <b>四・五</b> 丁目 (全域)	0.21~0.35	<b>0.29</b>	○	

(街区名の変更及び数値の訂正)

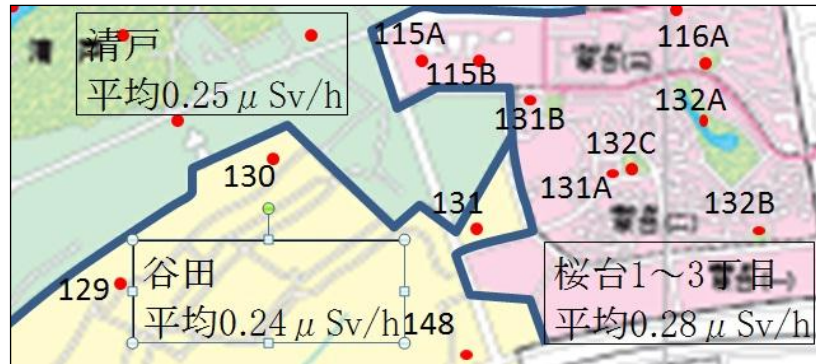


(街区名及び境界の変更並びに数値の訂正)

p. 9  
II 除染実施計画  
3. 除染実施区域の設定  
(表1 除染実施区域(街区)の設定【航空機モニタリング結果および市測定結果】)

街区	空間線量の 範囲	地域の平 均線量	実施 区域	実施 施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
清戸 (全域)	0.14~0.33	0.25	○	
谷田 (全域)	0.13~ <b>0.33</b>	<b>0.24</b>	○	
桜台一・二・ 三丁目 (全 域)	0.21~0.35	<b>0.28</b>	○	

p. 12  
II 除染実施計画  
3. 除染実施区域の設定  
(図1 除染実施区域の判断根拠)



平成26年1月6日、清戸及び谷田の一部で住居表示を行い桜台四、五丁目となるため。(測定値については、現時点のものと誤解を受けないよう測定時期を明記。)

同上

除染等の措置は、**国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設を除き、**市が行います。

**(「公共施設(市道を含む)の」を削除、「国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設を除き、」を追加)**

**(削除)**

除染実施施設	実施者
<b>市立の</b> 保育園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター)	市
私立の保育園・幼稚園	市(施設管理者)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

**(1段目「・幼稚園」を削除、「市立の」を追加)**

p. 16

II 除染実施計画

4. 除染等措置の実施者

(1～6行目)

**公共施設(市道を含む)の**除染等の措置は市が行います。

(囲み文「民間所有地の除染費用について」)

**○民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確になっている部分もあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携・協力し除染等の措置を進めます。**

(表)

除染実施施設	実施者
保育園・ <b>幼稚園</b> 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター)	市
私立の保育園・幼稚園	市(施設管理者)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

民間所有地に対して市が除染等の措置を行う制度が既に確立しているため。

同上

「私立の保育園」(2段目)との区分を明確にするため。また、市内の幼稚園は私立のみであるため。

除染実施施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場				
文化センター（図書館、芝生 広場） スポーツ施設（野球 場、陸上競技場） 保健福祉 センター・子ども発達センタ ー 地区センターの公民館・ 児童館（児童ルーム） 福祉 センター（青少年女性センタ ー） 市道・県道・県管理国 道の通学路				
住宅 宅地 事業所				
山林等民間所有地				
国・県・他自治体・独立行政 法人が管理する施設（県道及 び県管理国道の通学路を除 く）				

①公共施設のうち子どもが長時間生活するもの及び民間  
所有地における除染等の措置の完了予定時期を平成 26 年  
度末に延長 ②「（通学路）」を「の通学路」に訂正 ③  
「他民間所有地」を削除

p. 17

## II 除染実施計画

### 6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期 (表)

除染実施施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園・幼稚園 小・中学 校 公園 子どもの遊び場			
文化センター（図書館、芝生 広場） スポーツ施設（野 球場、陸上競技場） 保健 福祉センター・子ども発達 センター 地区センターの 公民館・児童館（児童ルー ム） 福祉センター（青少 年女性センター） 市道・ 県道・県管理国道（通学路）			
住宅 宅地 事業所 他民 間所有地			
山林等民間所有地			
国・県・他自治体・独立行 政法人が管理する施設（県 道及び県管理国道の通学路 を除く）			

①戸建て住宅等の  
除染が平成 25 年  
度中に完了しない  
見込みであること  
及び公共施設等  
において放射線量  
の局所的な再上昇  
が見られること等  
から除染事業を継  
続する必要がある  
ため。  
②表 5 段目の表記  
（「の通学路」）と  
合わせるため。  
③「他民間所有地」  
については、下段の  
「山林等民間所有  
地」と対象範囲の重  
複が生じており、ま  
た、「除染等の措置  
の実施主体および  
除染協力者」の表  
（p. 16）におい  
ても位置付けてい  
ないため。

<p>(削除)</p> <p>③②と同様に、市独自の除染等の措置として、・・・(略) (「と」を追加)</p> <p>表5に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定基準となる高さの平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満にならない場合や、除染等の措置を実施済みの施設において、空間線量率が再上昇し、毎時0.23マイクロシーベルト以上となった場合には、さらに効果が期待できる手法について、市独自の取り組みを検討の上で講じていきます。 (空間線量率の再上昇に対する対応を追記)</p>	<p>p. 18 II 除染実施計画 6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期 (5行目) なお、平成25年3月に本計画の進捗状況を確認し、必要な場合は見直しを行います。</p> <p>7. 除染の具体的な措置等 (1) 除染実施区域内の除染等の措置 (15行目) ③②と同様に、市独自の除染等の措置として、・・・(略)</p> <p>p. 19 7. 除染等の措置を講じても効果が得られない場合の措置 (4) 除染実施区域内の除染等の措置 (1～4行目) 表5に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定基準となる高さの平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満にならない場合は、さらに効果が期待できる手法について、市独自で検討の上で講じていきます。</p>	<p>この計画変更をもって見直しとなるため。</p> <p>誤字等の訂正。</p> <p>公共施設については、除染実施計画に基づく除染等の措置がひととおり終了していることから、延長の理由を明確化する必要があるため。</p>
---	---	---

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容			
		平成23年度の措置	平成24年度の措置	平成25年度の措置	平成26年度の措置
保育園 幼稚園 ・・・(略)	(略)	(略)	(略)		→
上記以外の公共施設	(略)	(略)	(略)		→
市道・県道・県管理国道(通学路)	(略)	(略)	(略)		→
住宅・宅地・事業所	(略)	(略)	(略)		→
山林(生活圏隣接地)	(略)	(略)	(略)	(略)	→
国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設(県道及び県管理国道の通学路を除く)	(略)	(略)	(略)		
除染実施区域以外	(略)	(略)	(略)		→

**(公共施設のうち子どもが長時間生活するもの及び民間所有地における除染等の措置の完了予定時期を平成26年度末に延長)**

p. 21  
II 除染実施計画  
7. 除染の具体的な措置等  
表5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容		
		平成23年度の措置	平成24年度の措置	平成25年度の措置
保育園 幼稚園 ・・・(略)	(略)	(略)	(略)	
上記以外の公共施設	(略)	(略)	(略)	
市道・県道・県管理国道(通学路)	(略)	(略)	(略)	
住宅・宅地・事業所	(略)	(略)	(略)	
山林(生活圏隣接地)	(略)	(略)	(略)	(略)
国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設(県道及び県管理国道の通学路を除く)	(略)	(略)	(略)	
除染実施区域以外	(略)	(略)	(略)	

戸建て住宅等の除染が平成25年度中に完了しない見込みであること及び公共施設等において放射線量の局所的な再上昇が見られること等から除染事業を継続する必要があるため。



<p>安全な保管方法は、「<b>生活空間における放射線量低減化対策の手引き</b>」で示します。 <b>(書名の訂正)</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p>②現場保管された除去土壌は、その最終処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。それまでの間は、市が、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン<b>(平成25年3月第2版)</b>に沿って適切に管理します。 <b>(廃棄物関係ガイドラインの策定日、版数を更新)</b></p>	<p>p. 23 II 除染実施計画 8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処 ■除去土壌等の保管の対処方法 (6～7行目) 安全な保管方法は、「<b>放射線量低減対策マニュアル</b>」で示します。</p> <p>p. 24 III計画を推進するために 1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援 (2) 除染等措置の支援 <b>③空間線量率が比較的低い地域において、市は、個人で除染等の措置を行うことが困難な場合、関係機関と連携して、ボランティアを派遣します。</b></p> <p>(3) 除去土壌台帳の作成 ②現場保管された除去土壌は、その最終処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。それまでの間は、市が、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン<b>(平成23年12月第1版)</b>に沿って適切に管理します。</p>	<p>マニュアル作成に当たり、当初の予定と異なる名称としたため。</p> <p>除染実施区域外も含め、民間所有地に対して市が除染等の措置を行う制度が既に確立しているため。</p> <p>「廃棄物関係ガイドライン第2版」が策定済みのため。</p>
---	---	--

<p>2. 「生活空間における放射線量低減化対策の手引き」の作成 (書名の訂正)</p> <p>放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。 (1 文目の削除)</p> <p>市民が自ら安全かつ確実に除染活動に取り組み、被ばく線量を低減することができるよう、市では手引きを作成します。 なお、手引きは、新たな手法の開発に合せ適宜見直します。 (書名の訂正)</p>	<p>p. 25 Ⅲ計画を推進するために 2. 放射線量低減対策マニュアルの作成</p> <p>(1～3行目) 現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。 放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。</p> <p>(4～6行目) 市民が自ら安全かつ確実に除染活動に取り組み、被ばく線量を低減することができるよう、市ではマニュアルを作成します。 なお、マニュアルは、新たな手法の開発に合せ適宜見直します。</p>	<p>マニュアル作成に当たり、当初の予定と異なる名称としたため。</p> <p>2つの文の趣旨の整合がとれていないため。</p> <p>マニュアル作成に当たり、当初の予定と異なる名称としたため。</p>
--	--	---

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

**(指定地域の訂正)**

(2) 汚染状況重点調査地域  
(表)

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町の全域
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
計	100	

**(指定地域の訂正)**

以上

p. 29  
資料編

2. 除染関係の地域指定  
(1) 除染特別地域  
(表)

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域

(2) 汚染状況重点調査地域  
(表)

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
宮城県	9	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町の全域
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
計	101	

以上

区域再編のため  
(国による現行の  
表記に合わせる)。

石巻市が指定地  
域から外れたため。

以上